

(写)

分離発注の場合における管工事による
仮設物損料その他経費負担金協定書

社団法人 京都府建設業協会京都支部

社団法人 京都府空調衛生工業協会

構造改善委員会

分離発注の場合における管工事による 仮設物損料その他経費負担金協定書

はじめに、

公共機関並びに一般民間工事等の建築工事における分離発注の際、仮設物等の損料・その他経費負担金について、時に双方の見解の相違から十分な理解を得ることができぬまま、これまで関係各社それぞれが独自に査定し、決定することがあり、有らぬ誤解や不信感を招く原因となってきた経緯があり、このような事態を未然に回避すると共に、係る工事そのものを相協力して行い、紳士の且つ円滑に進捗させていくためにも、社団法人京都府建設業協会京都支部加盟各社と社団法人京都府空調衛生工業協会加盟各社とは下記の通り協定を定め、今後互いにこれを遵守するものとする。

1. 京都府・京都市・住宅供給公社並びにその他公共機関及び一般民間工事等の建築工事において、分離発注により管工事業者が建設工事業者から借用又は使用した仮設物件の使用損料等については、平成15年3月13日以降の契約工事より以下の基準に準拠して負担するものとする。
2. 本協定成立の趣旨に基づき、あいさつ料その他名目の如何を問わず、下請業者個々との交渉等は一切これを行わないこととし、相互に協調して工事の進捗に協力するものとする。
3. 各社の末端特に工事現場作業所の一員にいたるまで本協定の趣旨を周知徹底し、協定違反による紛争等がおこることがないように相互が責任を持つものとする。
4. 万一紛争その他の事故が生じた場合は、別に定める調停委員会において解決するものとする。

平成15年3月13日

社団法人 京都府建設業協会京都支部

支部長 岡野 益巳 印

社団法人 京都府空調衛生工業協会
構造改善委員会

委員長 奥村 昇三 印

1. 経費負担率

管工事請負金額（消費税を除く）のうち

- (イ) 800万円以下の部分に対する負担率 2.8%
- (ロ) 800万円を超える部分に対する負担率 2.2%
- (ハ) 冷暖房・空調・換気設備のうち・据え付機器類 1.0%
(機器外の工事については(イ).(ロ)に準ずる)
- (ニ) P・C部分及びガス工事・屋外工事に対する負担率 1.0%
- (ホ) 共通経費は各工事項目に按分加算のうえ計算する
- (ヘ) 上記により算定された負担金の合計額に消費税額を加算のうえ支払う
- (ト) 建築工事が複数の業者による受注の場合でも、上記による算定額を分割配分する

2. 協定基準の適用事項

- (イ) 足場・さん橋損料
- (ロ) 型枠破損および消耗料
- (ハ) 配筋手直し料
- (ニ) 現場掃除料（ただし管工事関係による残材等清掃処分は除く）
- (ホ) 電灯・飲料・洗面用水道借用料
- (ヘ) 整地前少量の土砂整理費
- (ト) 仮設水道・電気工事費及び仮設進入路及び通路
- (チ) 特殊の場合は、両者にて事前協議のうえ決定

3. 別途精算すべき事項

- (イ) 電話等の通信料
- (ロ) 工事用電気・動力・水道使用料
- (ハ) 現場持ち込みの工作用機器（電力使用機器）の使用
(1キロ当たり1万円とする・ただし工事期間中の上記電力代を免除する)
- (ニ) 残土及び整地
- (ホ) 燃料費
- (ヘ) 仕上げ損傷費
- (ト) 仮設物及び機材借用損料
- (チ) セメント（骨材共）
- (リ) コンクリート打設時協力（ただし管工事関係のみ）
- (ヌ) 協力会ほか特に協議を要する必要事項についてはその都度協議する
- (ル) 以上のほか特に経費が必要となる事項についてはその都度協議する

その他

- 4. 検査後引渡しまでの管理は、その都度協議のうえ決定する
- 5. 施工中、故意に設備工事に損害を生じめたるときは、建設業者は補償の責任を負うものとする
- 6. 負担金の支払い時期は着工時2分の1、竣工時2分の1とする
- 7. 建設業者の下請負人個々より、協定事項類似の請求があった場合は、現場責任者承認のうえこれを支払う
ただし、その金額は協定金より差し引くものとする

初版 昭和 52 年 8 月 6 日

第一回改訂 平成 15 年 3 月 13 日